二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る

特　例　認　定　申　請　の　手　引

令和 ７ 年 ５ 月

長野県環境部資源循環推進課

は　　じ　　め　　に

1　認定申請等に必要な手続

【手続の手順】

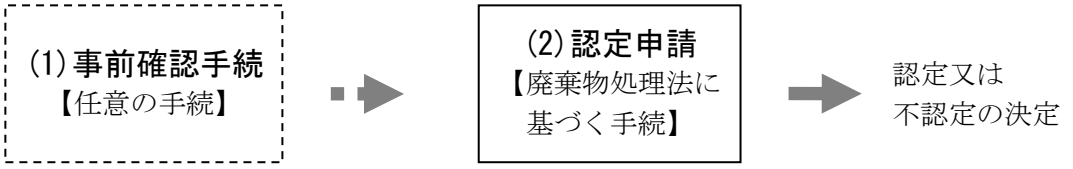

※　必要な手続は申請内容により異なりますので、詳細はＰ．１の「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請等に必要な手続」を参照してください。

(1) 事前確認手続

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく認定申請等をしようとする者は、積替保管施設又は処分用施設の設置又は変更等に先立ちその事業計画の遵法性等について、事前確認手続を受けることができます。

(2) 廃棄物処理法に基づく認定申請

二以上の事業者がそれらの産業廃棄物の処理を一体として行おうとする場合には、当該二以上の事業者は法に基づく認定を受ける必要があります。

なお、産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「政令」という。）第７条に規定するものに限る。）を設置する場合には、産業廃棄物処理施設設置許可を受ける必要があります。詳しくは「産業廃棄物処理施設・（特別管理）産業廃棄物処分業許可申請の手引」を確認してください。

2　周辺地域への配慮等

産業廃棄物の処理施設を設置する者及び産業廃棄物の処理を行う者は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に対して十分配慮するとともに関係住民との良好な関係を構築するよう努め、また関係市町村長や関係住民から環境保全協定等の締結を求められたときは、誠実にその求めに応じるよう努める必要があります。

目　　次

○　二以上の事業者による産業廃棄物処理に係る特例認定申請等に必要な手続・・・・１

○　第１　事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　　・事前確認手続にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　　・添付書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

○　第２　法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　　・申請・届出等にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　・添付書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

○　第３　様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

○　別　紙
　別紙１　申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・41
　別紙２　欠格要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
　別紙３　後見等の登記事項証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
　別紙４　（特別管理）産業廃棄物処理業者の帳簿の記載について・・・・・・・・・44

○　地域振興局　管轄区域一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請等に必要な手続

①　新規認定申請

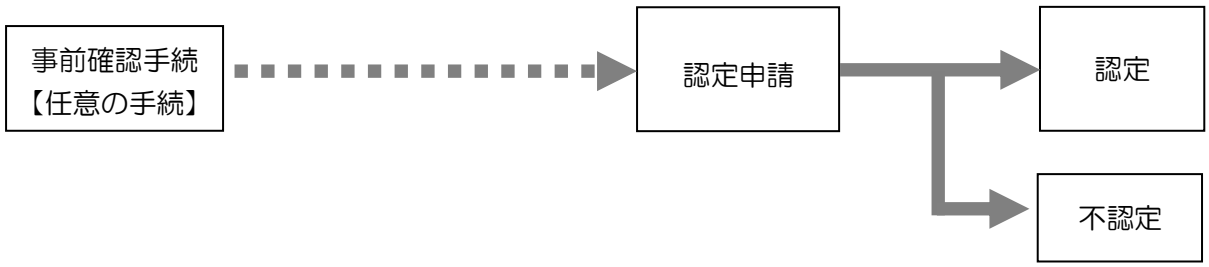

②　変更認定申請（処分の用に供する施設を変更する場合等）

＜対象となる申請＞
・当該申請に係る産業廃棄物の処分の用に供する施設の変更
・収集運搬の用に供する施設及び積替え保管施設の変更　　等

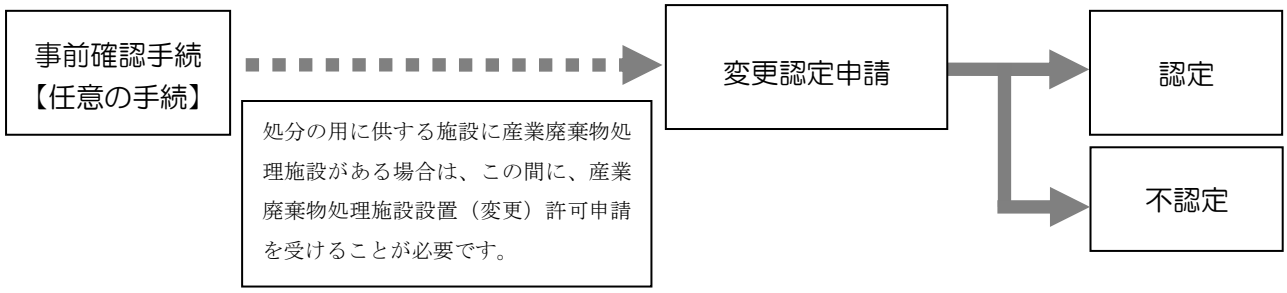

③　変更認定申請（②に該当するものを除く。）

＜対象となる申請＞
・産業廃棄物の処理を統括して管理する者又は産業廃棄物の処理を行う事業者の名称の変更
・議決権の保有割合又は役員の派遣状況の変更　　等

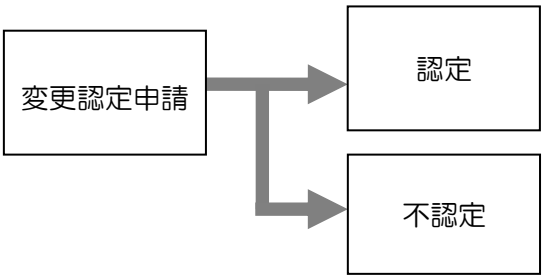

④　変更届（②に該当するものを除く。）（※）

＜届出の対象となる変更＞
・認定に係る処理の一部又は全部廃止
・代表者の変更、法人の住所の変更　　等

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第８条の 38 の７に規定する事項の変更を行う場合や認定に係る処理の一部を廃止する場合は、その内容によっては、変更届や一部廃止の届出（④）ではなく、変更認定申請（②、③）が必要な場合がありますので、必ず変更や一部廃止を行う前にお問い合わせください。

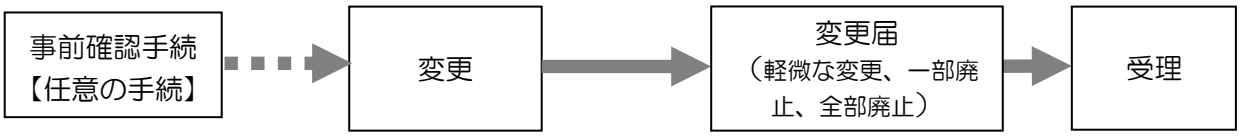

〇事前確認手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引Ｐ．２へ】
〇廃棄物処理法に基づく申請・届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【手引Ｐ．８へ】

第１　事前確認手続

事前確認手続にあたっての留意点

以下の申請等をしようとする者は、行おうとする事業の内容について事前確認手続を受けることができます。

・新たに積替保管施設や処分用施設を設置して特例認定申請を行おうとする者
・認定を受けた事業者で、積替保管施設や処分用施設の変更をしようとする者

１　事前確認手続依頼書提出先

県庁資源循環推進課

郵便番号：〒380-8570
住　　所：長野市大字南長野字幅下 692-2
電話番号：026-235-7164

※事前確認手続依頼書を提出される場合は、事前に資源循環推進課にご相談ください。

２　提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

１部

ただし、積替保管施設又は処分用施設の所在地または周辺地域を管轄する地域振興局及び対象関係市町村がある場合は当該地域振興局及び市町村部数分増しとなりますので、資源循環推進課に事前にご確認ください。

３　事前確認手続依頼書のサイズ

事前確認手続依頼書は、Ａ４サイズ（日本産業規格Ａ列４番）とします。図面等の大きなものについては、Ａ４サイズに折り込んでください。

４　事前確認手続依頼書の提出について

事前確認手続を希望する者は、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事前確認手続依頼書」（様式１。提出日を必ず記載してください。）に表１中の必要な書類を添付して提出してください。なお、省令第８条の 38 の６に規定する変更の認定及び省令第８条の 38 の７に規定する変更に係る場合は、当該変更に係る書類のみを提出してください。

◎　提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、依頼者の欄に依頼者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印※してください。また、委任状（以下の(ｱ)～(ｴ)に留意）を添付してください。

(ｱ) 委任の範囲は具体的に記載してください。
(ｲ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。
(ｳ) 委任状の日付は、提出日前３か月以内としてください。
(ｴ) 連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。

※行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第５号）第９条第２項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

公的機関が交付する書類（各登記事項証明書、公図の写し、住民票の写し）の提出について

(1)「公図の写し」とは法務局で交付された原本、「住民票の写し」とは市区町村役場で交付された原本のことであり、コピーのことではありません。

(2) 提出は原則原本としますが、資源循環推進課に原本を持参又は送付し確認を受けたものにあってはコピーをもって代えることができます。

(3) 登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。

添　付　書　類　等

※印がついている添付書類等については、Ｐ．６及び７に説明がありますのでご覧ください。

表１　　二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事前確認手続依頼書関係

１－１　共通書類
(1)　以下に掲げる事項を記載した事業計画書
①　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者が行う当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容 ②　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の工程 ③　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の処分に伴い生じる廃棄物（再生品を除く。）の種類、性状及び処理方法 ④　収集運搬の用に供する施設の種類及び数量 ⑤　処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方法 ⑥　産業廃棄物最終処分場の面積、埋立容量、構造及び施設の概要 ⑦　積替保管施設の所在地、面積、積替え保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を扱う場合はその旨）、積替え又は処分等のための保管上限、保管する高さのうち最高のもの ⑧　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物を生じる事業場の名称及び所在地 ⑨　（特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は許可番号（許可申請をしている場合は申請年月日） ⑩　当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの一年間の数量 ⑪　当該申請に係る処分に伴い生じる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの一年間の数量 ⑫　再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの一年間の数量 ⑬　熱回収を行う場合にあっては当該熱回収により得ようとする一年間の熱量 ⑭　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制 ⑮　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該（特別管理）産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容 ⑯　当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他者に委託する場合は受託者と締結する委託契約の内容 ⑰　環境大臣が定める事項
(2)　定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書※1・4
(3)　全ての子会社の株主名簿（これに準ずるものを含む。）
(4)　事業本拠地の所在を示す略図
(5)　（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者に関する以下の書類
①　業務を行うに足りる技術的能力を証明する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を修了した者にあっては、その修了証のコピー）※5 ②　認定に係る産業廃棄物の処理の開始に要する資金*の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（様式７）**＊変更認定、変更届にあっては「事業の変更に要する資金」** ③　直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表※2、直前３年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その１））※3
(6)　法第 12 条第 13 項の規定による帳簿及びその管理方法を記載した書類（様式 10）（別紙４参照）
(7)　申請者がかつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を処理していたことを示す書類（省令第８条の 38 の２第２号に該当する場合に限る。）
(8)　その他知事が必要と認める書類

１－２　収集又は運搬に関する書類等
(1)　事業本拠地の所在を示す略図
(2)　収集運搬施設の概要を示す書類
(3)　積替保管施設の概要を示す書類 **＊廃棄物から拾集した有価物の保管施設についても、平面図及び公図の写しに位置を明示するとともに、不動産登記事項証明書等を添付してください。** **＊廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）第２条第２号の規定による（特別管理）産業廃棄物の保管における消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示してください。**
(4)　積替保管の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類
(5)　駐車場の概要を示す書類
(6)　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を行う場合には、以下①～④の書類 ① 運搬容器の構造図 ② 連絡設備等の概要を記載した書類 ③ 事故時におけるＰＣＢ廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類 ④ ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業務に直接従事する者が、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証のコピー

１－３　中間処分に関する書類等
(1)　設置場所及び付近の見取図
(2)　処理工程図（処理する（特別管理）産業廃棄物の種類別に記載）
(3)　事業の用に供する施設（処理前・処理後の保管施設を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など、処理能力等を説明する書類）及び処理施設に関する書類※6 **＊　処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。** **また、条例規則第２条第２号の規定による（特別管理）産業廃棄物の保管における消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示してください。** **＊　処理能力の小数点第４位以下は切り捨ててください。**
(4)　処理の対象となる（特別管理）産業廃棄物の性状を示す書類（特別管理産業廃棄物である汚泥、燃えがら、ばいじん、鉱さい、廃酸、廃アルカリ、廃油は分析表を添付すること。）
(5)　処理施設の排水、排煙その他生活環境への負荷に関する数値を示す書類及び処理系統図
(6)　処理施設からの放流経路を示した縮尺 10,000 分の１以上の地形図
(7)　処理施設の実験成績表（テストプラントで実験した場合）又は性能を示す書類
(8)　処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類 ※　処理後に排出される（特別管理）産業廃棄物の処分委託先の許可証のコピーを提出してください。
(9)　処理により生産される製品の種類、量を記載した書類
(10)　公図の写し※1（敷地境界、処理施設及び保管施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書※1 **＊　処理後に発生する主な有価物の保管施設についても、公図の写しに位置を明示するとともに、不動産登記**

事項証明書を添付してください。 ＊　申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付してください。
(11)　施設の維持管理計画に関する書類※6
(12)　処分用施設が産業廃棄物処理施設である場合には産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
(13)　特別管理産業廃棄物の中間処理に必要な付帯設備の概要を記載した書類
(14)　特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が、当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類
（注）　(13)、(14)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（ただし、感染性産業廃棄物又は廃石綿のみを処理する場合は(14)は添付不要です。）

１－４　最終処分に関する書類等
(1)　埋立処分する（特別管理）産業廃棄物の種類及びその性状を明らかにする書類
(2)　埋立処分計画を記載した書類
(3)　災害防止計画に関する書類
(4)　（特別管理）産業廃棄物の埋立に必要な付帯設備の概要を記載した書類
(5)　設置場所及び付近の見取図並びに面積・容積計算書
(6)　処理施設の構造等を明らかにする各種図面及び設計計算書
(7)　処理施設からの放流水の放流経路を示した縮尺 10,000 分の１以上の地形図
(8)　埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
(9)　埋立処分地現況写真
(10)　公図の写し※1（敷地境界、最終処分場等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書※1 ＊　申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付してください。
(11)　最終処分場基準省令第２条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準に適合していることを証する書類※6
(12)　埋立完了予想図及び跡地利用計画
(13)　埋立処分地の管理計画（安定型最終処分場にあっては浸透水及び地下水の監視計画、管理型最終処分場にあっては浸出液の処理計画、放流水及び地下水の監視計画、遮断型最終処分場にあっては地下水の監視計画）
(14)　当該最終処分場の周縁の地下水について定期的に水質検査を行うため採水ができる設備を有することを証する書類
(15)　最終処分場基準省令第２条第２項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類※6
(16)　産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証の写し
(17)　受け入れる特別管理産業廃棄物の量及び性状を管理できる付帯設備を備えていることを証する書類
(18)　特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たり必要な性状の分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識及び技能を有することを証する書類
（注）　(17)、(18)は、特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（ただし、廃石綿のみを処理する場合は(18)は添付不要です。）

※１　公図の写し、不動産登記の登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書（新規認定申請の場合）又は履歴事項全部証明書（新規認定申請以外の場合））は、提出日前３か月以内に発行されたものを添付してください。

※２　損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価明細書を作成している場合には、当該書類を添付してください。

なお、次のいずれかに該当する場合は、「長期的財務計画書」（様式９）を添付し、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類として、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書（様式９）を添付してください。

・次期への繰越損失がある
・３年間の平均経常損益が赤字、かつ、直前期の経常損益が赤字
・債務超過

※３　設立３年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書（設立１年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その３」又は「その３の３」））及び今後３年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式９を参照）を提出してください。

※４　所有権又は使用権原を有することを証する書類（不動産登記の登記事項証明書等）は、取得等が見込みの場合はその旨を説明する書類を添付し、認定申請時に所有権又は使用権原を有することを証する書類を必ず添付してください。

※５　申請に係る収集、運搬又は処分の範囲により、（特別管理）産業廃棄物収集・運搬課程、(特別管理)産業廃棄物処分課程又はその両方の修了証のコピーを添付してください。講習会修了証の有効期限は次のとおりです。

ア　新規認定申請に係る事前確認手続の場合
　申請日前５年以内の新規講習修了証のコピー

イ　変更認定申請に係る事前確認手続の場合
　申請日の直近の新規また更新講習修了証のコピー

（注）(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集・運搬課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

・法人の代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は廃棄物処理法施行令第６条の 10 に規定する使用人

＊　特別管理産業廃棄物の講習会修了証を産業廃棄物の処理に係る認定申請に使用することは可能ですが、産業廃棄物の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の処理に係る認定申請に使用することはできません。

＊　講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については（一社）長野県資源循環保全協会（電話 026-224-9192）に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。

＊　全国の講習会開催スケジュールについては(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから確認できます。

ホームページ　https://www.jwnet.or.jp/　電話番号03-5807-5913

※６　省令に定める基準への対応状況を示した書類を提出してください（許可不要施設も、産業廃棄物処理施設に準じて作成してください。）

中間処理施設：省令第 12 条及び第 12 条の２に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準並びに省令第 12 条の６及び第 12 条の７に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（参考様式１～４を参考にしてください）

最終処分場　：最終処分場基準省令第２条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準への対応状況を示す書類及び同第２項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類

第２　法に基づく申請・届出等

申 請 ・ 届 出 等 に あ た っ て の 留 意 点

法の規定に基づく申請・届出等に係る手続については、下記のとおりです。

1　申請書等提出先

県庁資源循環推進課

郵便番号：〒380-8570
住　　所：長野市大字南長野字幅下 692-2
電話番号：026-235-7164

※申請書等を提出される場合は、事前に資源循環推進課にご相談ください。

2　提出部数（事業者控え分は含まれていません。）

認定申請書等各種書類の提出部数は１部です。

ただし、積替保管施設又は処分用施設の所在地を管轄する地域振興局がある場合は当該地域振興局分増しとなりますので、資源循環推進課にご確認ください。

3　申請手数料及び納付方法

(1) 申請手数料

認定申請及び変更認定申請には申請手数料が必要です。手数料の額は以下のとおりです。

なお、申請を取り下げる場合であっても、申請手数料は返戻しません。

・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の新規認定　　１４７，０００円
・二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定　　１３４，０００円

(2) 納付方法

申請手数料は以下のアまたはイのいずれかの方法により納付してください。

（令和７年４月から「ア　長野県収入証紙の貼付による納付」に加え、「イ　ながの電子申請サービスによる電子納付」が可能となります。）

ア　長野県収入証紙の貼付による納付

長野県収入証紙を認定申請書または認定変更申請書のうち手数料欄（又は別紙（任意様式））に貼付してください。

【長野県収入証紙の販売先について】

長野県収入証紙は、知事の指定した売りさばき場所（https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi/kenze/index.html）で購入できます。連絡先　長野県庁生活協同組合　026-233-4071
また、長野県庁生活協同組合においては、現金書留又は銀行振込により購入できます。

イ　ながの電子申請サービスによる電子納付

「ながの電子申請サービス」において電子納付申請の手続後、決済代行業者（SBペイメント）サイトを通じてクレジットカード、PayPay、Pay-easy（ペイジー）のいずれかの方法で納付してください。手順は以下(ｱ)～(ｴ)のとおりです。

(ｱ)「申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧」（別紙１）のURLまたは二次元バーコードから「ながの電子申請サービス」の申請画面にアクセスして電子納付の申請をしてください。
申請時に登録した電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受付通知（電子メール件名「電子納付申請の受付について」）が送信されます。

(ｲ)電子納付申請者は、認定申請書に「申請手数料の電子納付に係る申出書」（様式13）を添付し、管轄地域振興局に提出してください。
※「ながの電子申請サービス」による電子納付申請から期間をあけずに速やかに提出してください。

(ｳ)電子納付申請及び認定申請書等の提出を県で確認後、電子納付申請者の連絡先メールアドレスあてに電子納付申請の受理通知（件名「電子納付申請の受理について」）が送信されます。

(ｴ)電子納付申請者は、(ｳ)の受理通知内に記載のURLにアクセスし、画面の案内に従って決済代行業者（SBペイメント）サイトを通じて支払期限までに申請手数料の納付をしてください。
なお、申請手数料納付に係る領収書は発行されませんので、必要に応じて納付画面を印刷するなどにより対応してください。

４　申請書等のサイズ

申請書等は、Ａ４サイズ（日本産業規格Ａ列４番）とします。図面等の大きなものについては、Ａ４サイズに折り込んでください。

５　認定申請書等の提出

◎　認定申請書等は、提出日を必ず記載の上提出してください。

◎　提出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、依頼者の欄に依頼者に加え代理人の氏名を併記し、職印を押印※してください。また、委任状（以下の(ｱ)～(ｴ) に留意）を添付してください。

(ｱ) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(ｲ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ｳ) 委任状の日付は、提出日前３か月以内としてください。

(ｴ) 連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。

※行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第５号）第９条第２項の規定により、行政書士は作成した書類に記名して職印を押さなければならないとされています。

(1) 特例の認定申請について

「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書」（様式２）に表２に掲げる書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、**『６　添付書類の省略について』**を参照してください。

なお、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合には、予め廃棄物処理施設の設置（変更）の許可を取得する必要があります。

(2) 特例の変更認定申請について

「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定書」（様式３）に、表２に掲げる書類のうち、変更する事項に係る書類を添付して申請してください。

添付書類の省略については、**『６　添付書類の省略について』**を参照してください。

なお、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を設置する場合には、予め廃棄物処理施設の設置（変更）の許可を取得する必要があります。

(3) 変更届について

省令第８条の 38 の７に規定する事項に変更が生じたときは、変更の日から 10 日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては 30 日）以内に「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書変更（廃止）届出書」（様式４）に、表２に掲げる書類のうち変更した事項に係る書類を添付して提出してください（なお、変更の内容によっては、変更届ではなく変更認定申請が必要な場合がありますので、必ず変更を行う前にお問い合わせください）。

添付書類の省略については、**『６　添付書類の省略について』**を参照してください。

また、変更届の提出が当該変更の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合には30日）を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

(4) 廃止届について

認定に係る処理の一部を廃止する場合は、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書変更（廃止）届出書」（様式４）に一部廃止後の事業内容を記載した書類を添付の上、認定に係る処理の一部廃止の日から 10 日以内に提出してください（なお、一部廃止の内容によっては、一部廃止の届出ではなく変更認定申請が必要な場合がありますので、必ず一部廃止を行う前にお問い合わせください）。

認定に係る処理の全てを廃止する場合は、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書変更（廃止）届出書」（様式４）に認定証を添付の上、認定に係る処理の廃止の日から 10 日以内に提出してください。

なお、廃止届の提出が認定に係る処理の一部又は全部の廃止の日から 10 日を経過した日以降となった場合には、遅延理由書（任意様式）も併せて提出してください。

(5) 変更の認定、変更の届出又は廃止の届出に係る通知について

長野県以外の都道府県等でも特例の認定を受けている者で、長野県以外の都道府県等で変更の認定、変更の届出又は廃止の届出を行った者は、遅滞なく変更等の内容について「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定通知書」（様式５）により当県に通知してください。

６　添付書類の省略について

(1) 事前確認手続後の新規認定申請、変更認定申請又は変更届出時の添付書類の省略について

事前確認手続（手引Ｐ．２）後、当該確認に係る認定申請書（新規又は変更）又は変更届出書を提出する場合、事前確認手続依頼書において提出された書類であってその内容に変更がない場合に限り、下表の書類の提出を省略することができます。その際は、「添付書類の省略について」（様式 11）を併せて提出してください。

なお、同様式中に記入する日付については、添付を省略する書類を添付した事前確認手続依頼書を提出した日付となりますので、注意してください。

区　　分	（特別管理）産業廃棄物収集運搬業	（特別管理）産業廃棄物処分業
新規認定申請	表２のうち (2)、(3)、(4)①～③、(5), (7)～(9)	表２のうち (2)、(3)、(4)①～③、(5)～(9)、 (11)～(12)
変更認定申請		
変 更 届 出	事前確認で提出した書類のうち、変更のないもの。	

（注）・(4)③に係る決算報告書等は、内容に変更がある場合又は事前確認以降に作成した報告書がある場合には提出が必要です。

・公図の写し、不動産登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書の省略は、申請日前３か月以内のものに限ります。

(2) 同時に２以上の異なる申請書・届出書を提出する場合の添付書類の省略について（同日付で受付されるものに限る。）

同時に２以上の異なる申請書や届出書を提出する場合（例えば、認定変更申請書と変更届出書を同時に提出する場合）で、各申請書・届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書・届出書にこれを添付し、他の申請書・届出書には「添付書類の省略について」（様式 11）を添付することで、一の申請書・届出書に添付した書類の添付を省略することができます。省略できるのは、各申請書・届出書に添付される書類のうち、内容が同一であるものに限ります。

７　当該認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告について

当該認定を受けた事業者は、共同して、毎年６月30日までに前年度の当該認定に係る産業廃棄物の処理に関し、「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書」（様式６）により資源循環推進課あて報告してください。（省令第８条の38の11）

８　その他

(1) 長野市内又は松本市内のみで収集運搬を行う場合及び長野市内又は松本市内で積替保管施設を設置する場合又は処分若しくは再生を行おうとする場合は長野市又は松本市の認定が必要となりますので、長野市又は松本市へお問い合わせください。

(2) 当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、法第14条第５項第２号に規定する欠格要件（別紙２参照）に該当する場合は認定できませんので、ご注意ください。

添　付　書　類　等

※印がついている添付書類等については、Ｐ．13及び14に説明がありますのでご覧ください。

表２　二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書関係

◆申請に係る収集、運搬又は処分の範囲に応じて、該当する書類を添付してください。

(1) 次に掲げる事項を記載した事業計画書

①当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う事業者が行う当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の内容

②当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物について最終処分が終了するまでの一連の処理の工程

③当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の処分に伴い生じる廃棄物（再生品は除く）の種類、性状及び処理方法

④収集運搬の用に供する施設の種類及び数量

⑤処分の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力並びに処理方法

⑥産業廃棄物最終処分場の面積、埋立容量、構造及び施設の概要

⑦積替保管施設の所在地、面積、積替え保管を行う（特別管理）産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を扱う場合はその旨）、積替え又は処分等のための保管上限、保管する高さのうち最高のもの

⑧当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地

⑨（特別管理）産業廃棄物収集運搬業又は（特別管理）産業廃棄物処分業の許可を受けている場合は許可番号（許可申請をしている場合は申請年月日）

⑩当該申請に係る収集、運搬又は処分を行う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとの一年間の数量

⑪当該申請に係る処分に伴い生じる廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの一年間の数量

⑫再生を行う場合にあっては再生品の種類ごとの一年間の数量

⑬熱回収を行う場合にあっては当該熱回収により得ようとする一年間の熱量

⑭当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を統括して管理する体制

⑮当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分以外の廃棄物の処理を行う場合にあっては、当該（特別管理）産業廃棄物と区分して処理するために必要な措置の内容

⑯当該申請に係る（特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他者に委託する場合は受託者と締結する委託契約の内容

⑰環境大臣が定める事項

(2) 定款又は寄附行為（原本証明したもの）及び商業・法人登記の登記事項証明書（省令第８条の38の２第２号ハに規定する基準に適合したものであることを示すものを含む。）※1

(3) すべての子会社の株主名簿（これに準ずるものを含む。）

(4) （特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実務を行う者について

①業務を行うに足りる技術的能力を有することを証する書類（（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」の課程修了証のコピー。）※2

②認定に係る産業廃棄物の処理の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（省令様式第５号の３第１面）

③直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表※3並びに直前３年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（納税証明書（その１））※4

④廃棄物処理法第14条第５項第２号イから二まで及びへ並びに省令第８条の38の３第８号に該当しない旨を誓約する書面（様式８）

⑤廃棄物処理法第14条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し※1及び後見等登記事項証明書※1（法定代理人が法人である場合には、その商業・法人登記の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書）

⑥役員の住民票の写し※1及び後見等登記事項証明書※1、5

⑦政令第６条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し※1及び後見等登記事項証明書※1、5

(5) 省令第38条の５第２項第４号に規定する業務を執行する役員の氏名及び住所並びに省令第８条の38の２に規定する親会社から派遣されていることを示す書類
(6) 当該申請に係る産業廃棄物の処分の用に供する施設が産業廃棄物処理施設である場合には産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証のコピー
(7) （特別管理）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図等、設計計算書（処理能力計算書・物質収支計算書など処理能力等を説明する書類）及び処理施設に関する書類※6並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあっては、残存容量計算書、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

＊　廃棄物から拾集した有価物又は処理後に発生する主な有価物（少量の物(木くずに含まれる釘等)を除く。）の保管について、当該保管の区画を平面図に明示してください。

また、条例規則第２条第２号の規定による（特別管理）産業廃棄物の保管における消火器等の消火設備の設置場所を平面図に明示してください。

＊　処理能力の小数点第４位以下は切り捨ててください。

(8) 公図の写し※1（敷地境界、事業の用に供する施設等の位置を明示したもの）及び不動産登記の登記事項証明書※1

＊　廃棄物から拾集した有価物又は処理後に発生する主な有価物の保管施設についても、公図の写しに位置を明示するとともに、不動産登記事項証明書を添付してください。

＊　申請者が土地又は施設の所有権を有しない場合は、使用権原を有することを証する書類（賃貸借契約書のコピー等）を併せて添付してください。

(9) 申請者がかつて同一の事業者であって、一体的に廃棄物を適正に処理していたことを証する書類（省令第８条の38の２第２号に該当する場合に限る。）
(10) 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の収集又は運搬を行う場合には、以下①～④の書類
① 運搬容器の構造図
② 連絡設備等の概要を記載した書類
③ 事故時におけるＰＣＢ廃棄物の飛散、流出又は地下への浸透により生活環境の保全上の支障が生じないよう応急の措置を講ずるための設備又は器具の概要を記載した書類
④ ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業務に直接従事する者が、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「ＰＣＢ廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」を修了したことを証する修了証のコピー
(11) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類※7
(12) 特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類※7
(13) その他知事が定める書類

※１　住民票の写し（本籍地（外国人の場合は国籍）の記載のあるもの、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）、後見等登記事項証明書（別紙３参照）、公図の写し、不動産登記の登記事項証明書及び商業・法人登記の登記事項証明書（現在事項全部証明書（新規認定申請の場合）又は履歴事項全部証明書（新規認定申請以外の場合））は、申請日前３か月以内に発行されたものとします。

後見等登記事項証明書について、成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書の提出がない場合には、欠格要件に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求める場合があります。

登記情報サービス等で印刷出力したものについては、公的証明力がありませんので、申請書類としての利用はできません。

※２　申請に係る収集、運搬又は処分の範囲により、（特別管理）産業廃棄物収集・運搬課程、(特別管理)産業廃棄物処分課程又はその両方の修了証のコピーを添付してください。講習会修了証の有効期限は次のとおりです。

ア　新規認定申請に係る事前確認手続の場合
　　申請日前５年以内の新規講習修了証のコピー
イ　変更認定申請に係る事前確認手続の場合
　　申請日の直近の新規また更新講習修了証のコピー

（注）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（収集・運搬課程）」を修了した者は、次に掲げる者であることが必要です。

・法人の代表者若しくはその業務を行う役員（監査役を除く。）又は廃棄物処理法施行令第６条の 10 に規定する使用人

＊　特別管理産業廃棄物の講習会修了証を産業廃棄物の処理に係る認定申請に使用することは可能ですが、産業廃棄物の講習会修了証を特別管理産業廃棄物の処理に係る認定申請に使用することはできません。

＊　講習会の詳細について、長野県内で開催される講習会については（一社）長野県資源循環保全協会（電話 026-224-9192）に、他県で開催される講習会については、各都道府県の産業廃棄物協会にお問い合わせください。

＊　全国の講習会開催スケジュールについては(公財)日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから確認できます。
　　ホームページ　https://www.jwnet.or.jp/　電話番号03-5807-5913

※３　損益計算書について、一般管理費明細書及び製造原価報告書を作成している場合には、当該書類を添付してください。
　なお、次のいずれかに該当する場合は「長期的財務計画書」（様式９）を、また、全てに該当する場合は、客観的に経理的基礎を有するか否か判断できる書類について、中小企業診断士又は公認会計士による診断書及び長期的財務計画書（様式９）を添付してください。
・次期への繰越損失がある
・３年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字
・債務超過

※４　設立３年未満の法人の場合は、存在する財務諸表（初年度決算未到来の場合は、申請日直近で貸借対照表を作成してください。）、納税証明書（設立１年目の法人税の納期限が到来していない場合には、未納の税額がないことの証明（「その３」又は「その３の３」））及び今後３年間の財務計画を記載した長期的財務計画書（様式９を参照）を提出してください。

※５　役員等の変更の場合には、役員等の変更に係る新旧対照表（様式12）を添付してください。

※６　省令に定める基準への対応状況を示した書類を提出してください（許可不要施設も、産業廃棄物処理施設に準じて作成してください。）
　中間処理施設：省令第 12 条及び第 12 条の２に規定する産業廃棄物処理施設の技術上の基準並びに省令第 12 条の６及び第 12 条の７に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類（参考様式１～４を参考にしてください）
　最終処分場　：最終処分場基準省令第２条第１項に規定する産業廃棄物の最終処分場の技術上の基準への対応状況を示す書類及び同第２項に規定する産業廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準への対応状況を示す書類

※７　(11)、(12)は特別管理産業廃棄物を処理する場合に添付してください。（感染性産業廃棄物又は廃石綿のみを処理する場合は添付不要です。）

４　様　式　集

様　式　集　　目　次

（様式１）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事前確認手続依頼書・・・・17
（様式２）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書・・・・・・・・・・24
（様式３）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書・・・・・・・・27
（様式４）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更（廃止）届出書・・・・29
（様式５）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定通知書・・・・・・・・・・31
（様式６）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書・・・・・・・・・・32
（様式７）申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその
調達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
（様式８）誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
（様式９）長期的財務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
（様式10）二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る帳簿の様式及び管理方法・37
（様式11）添付書類の省略について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
（様式 12）役員等の変更に係る新旧対照表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
（様式13）申請手数料の電子納付に係る申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

別　紙

別紙１　申請手数料電子納付に係る申込先URL等一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
別紙２　欠格要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
別紙３　後見等登記事項証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
別紙４　帳簿の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

地域振興局管轄区域一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

（様式１）【要領様式第１号】

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事前確認手続依頼書

年　　月　　日

長野県知事　　様

住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

下記のとおり二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事前確認依頼書を提出しますから、確認してください。

記

事前確認の区分 （いずれかに○印をすること）	新規認定　・　変更認定　・　変更届
申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）	

変　更　の　内　容	新	旧
変　更　の　理　由		

<table>
<tr><td colspan="3">統括して管理する事業者</td></tr>
<tr><td></td><td>（ふりがな）
名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">収集、運搬又は処分を行う事業者</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（ふりがな）
名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>議決権を保有する一の事業者の名称</td><td></td></tr>
<tr><td>他の全ての事業者の名称</td><td>当該一の事業者が保有する議決権保有割合</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）</td></tr>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="4">（ふりがな）
氏　　名</td><td>生　年　月　日</td><td>本　　籍</td></tr>
<tr><td>役職名・呼称</td><td>住　　所</td></tr>
<tr><td>派遣先名称</td><td rowspan="2">派　遣　先　住　所</td></tr>
<tr><td>派遣先役職</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の５以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者（統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の口数又は額	

（ふりがな） 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の口数若しくは出資の額 割合	本籍 住所

事業所等の営業時間	午前　時　分 ～ 午後　時　分
事業開始予定年月日	年　月　日

運　搬　施　設

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地	※　付近の見取図を添付すること。
駐車場の所在地	※　付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用　　途	容　　量	備　　考

積 替 保 管 施 設

(1) 積替施設又は保管施設の概要

※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

処理施設の概要を記載した書類

(1) 法第15条第１項の許可に係る処理施設

処理施設の種類	
処理する（特別管理）産業廃棄物の種類（性状を含む）	
設置場所	
設置（予定）年月日	年　月　日
公称処理能力	
処理方式、構造及び施設の概要	
処理施設の稼動予定時間	時　分　～　時　分　（　時間稼動） （うち、処理施設稼動停止（休憩）時間：　時間　分）
処理施設の許可状況※	許可年月日　年　月　日　許可番号

（注）　※印の欄は記入しないこと。（既に許可を取得している場合を除く。）

(2) (1)以外の処理施設

処理施設の種類	
処理する（特別管理）産業廃棄物の種類（性状を含む）	
設置場所	
公称処理能力	
処理方式、構造及び施設の概要	
処理施設の稼動予定時間	時　分　～　時　分　（　時間稼動） （うち、処理施設稼動停止（休憩）時間：　時間　分）
設置（予定）年月日	年　月　日

（注）処理施設ごとに別葉とすること。

保 管 場 所

保管施設	設置場所	
	産業廃棄物の種類別保管能力	保管面積 m^2 保管量の上限 m^3（t） 積上げる高さの上限 m
	保管方法	
構造及び設備の概要	囲い及び表示の方法	
	飛散防止設備	
	流出防止設備	
	地下浸透防止設備	
	悪臭の発散防止設備	
	ねずみ害虫の発生防止	
	保管日数	
	その他防災等の設備	

（注）保管施設ごとに別葉とすること。

（様式２）【省令様式第５号の２（省令第８条の38の４関係）】

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書

年　　月　　日

長野県知事　　殿

申請者
住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の７第１項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

申請に係る収集、運搬又は処分を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
申請に係る収集、運搬又は処分の範囲（収集又は運搬にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
申請に係る収集、運搬又は処分を行う区域（他の都道府県知事等に申請する場合には、その旨も記載すること。）	
※　事　務　処　理　欄	

統括して管理する事業者

(ふりがな) 名　　称	

収集、運搬又は処分を行う事業者

(ふりがな) 名　　称	
当該収集、運搬又は処分の用に供するすべての施設（積替え又は保管の場所を含む。施設ごとに概要を記載すること。）	

申請者のうちいずれか一の事業者（統括して管理する事業者）が保有する他の全ての事業者の議決権保有割合

議決権を保有する一の事業者の名称	
他の全ての事業者の名称	当該一の事業者が保有する議決権保有割合

統括して管理する事業者の役員又は職員の派遣状況（統括して管理する事業者が他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を保有している場合は記載不要。）

(ふりがな) 氏　　名	生　年　月　日	本　　籍
	役職名・呼称	住　　所
	派遣先名称	派　遣　先　住　所
	派遣先役職	

発行済株式総数の100分の５以上の株式を有する株主又は出資口数若しくは出資の額の100分の５以上の口数若しくは額に相当する出資をしている者（統括して管理する事業者について、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の口数又は額	
（ふ り が な） 氏名又は名称	生 年 月 日	保有する株式の数又は出資の口数若しくは出資の額 割　　合	本　　籍 住　　所	

備　考

１　※欄は記入しないこと。

２　「申請者」には、認定を受けようとする者のすべてを記載すること。

３　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

４　都道府県知事が定める部数を提出すること。

連　絡　先

名　称

部署名

住　所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

（様式３）【省令様式第５号の４（省令第８条の38の６関係）】

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書

年　　月　　日

長野県知事　　殿

申請者
住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の７第７項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	年　月　日　第　号 （都道府県等名：　年　月　日　第　号）
認定に係る処理の範囲（収集又は運搬にあっては、取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）	
変　更　の　内　容	
変　更　の　理　由	
変更後の処理の開始予定年月日	年　月　日
※事　務　処　理　欄	

備　考

1　※欄は記入しないこと。

2　「申請者」には、認定を受けた者（変更の認定を受けようとする者）のすべてを記載すること。

3　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとすること。変更に係る収集、運搬又は処分の用に供する施設がある場合は、当該施設の処理方式、構造及び設備の概要を記載すること。

連　絡　先

名　称

部署名

住　所

担当者の氏名

電話番号

※手数料欄

（様式４）【省令様式第５号の５（省令第８条の38の８、第８条の38の10関係）】

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定 変更／廃止 届出書

年　　月　　日

長野県知事　　殿

届出者
住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

年　　月　　日付け第　　号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る以下の事項について 変更／廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の７第９項／施行令第６条の７の２ の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更した事項（規則第８条の38の５第２項第４号に掲げる事項を除く。）又は廃止した事項の内容		

変更した事項の内容（規則第８条の38の５第２第４号に掲げる事項）

(ふりがな) 氏　　名	生年月日 役職名・呼称	本　　籍 住　　所

変更又は廃止の理由	

備　考 1　この届出書は、変更又は廃止の日から10日（登記事項証明書を添付すべき場合にあっては30日）以内に提出すること。 2　「届出者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。 3　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
連絡先 名　称 部署名 住　所 担当者の氏名 電話番号

（様式５）【要領様式第11号（省令第８条の38の６、第８条の38の８、第８条の38の10関係）】

変更認定

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定　変 更　通知書

廃 止

年　月　日

長野県知事　殿

通知者
住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

住　所
名　称
代表者の氏名
電話番号

年　月　日付け第　号で認定を受けた二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例に係る以下の事項について、他の都道府県において 変更の認定を受けた / 変更の届出をした / 廃止の届出をした ので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第８条の38の６第３項 / 施行規則第８条の38の８第３項 / 施行規則第８条の38の10第３項 の規定により通知します。

変更の認定にあっては変更の認定を受けた年月日、変更又は廃止の届出にあっては届出書を提出した年月日、認定を受けた（届出書を提出した）都道府県知事等名	年　月　日 都道府県知事等名	
	新	旧
変更の認定を受けた内容、変更した内容又は廃止した産業廃棄物の収集、運搬又は処分の範囲		
変更又は廃止の理由		
変更の認定にあっては変更後の処理の開始年月日、変更又は廃止の届出にあっては、変更又は廃止の年月日	年　月　日	

備　考
１　「通知者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。
２　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（様式６）【省令様式第５号の７（省令第８条の38の11関係）】

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書

年　　月　　日

長野県知事　　殿

報告者
住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

住　所

名　称

代表者の氏名

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の38の11の規定に基づき、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る　　年度の処理状況を報告します。

認定の年月日及び認定番号（他の都道府県知事等の認定を受けている場合は、当該認定の年月日及び認定番号）	年　　月　　日　　第　　号 （都道府県等名：　　年　　月　　日　　第　　号）

収集、運搬又は処分を行った産業廃棄物の種類ごとの数量

産業廃棄物の種類	処理した量
	t
	t
	t
	t
	t
	t
合　　計	t

処分に伴い生じた廃棄物（再生品を除く。）の種類ごとの数量

廃棄物の種類	生じた量
	t
	t
	t
合　　計	t

再生品の種類ごとの数量

再　生　品	生じた量
	t
	t
	t
合　　計	t

熱回収により得られた熱量

熱回収の方法	熱　量	計算方法
	kcal	
	kcal	
合　　計	kcal	

（当該認定に係る産業廃棄物の処理を当該二以上の事業者以外の者に委託した場合にあっては、委託の内容及び委託量並びに適正な処理を確保するために行った措置）

備考

1　翌年度の６月30日までに提出すること。

2　「報告者」には、認定を受けた者のすべてを記載すること。

3　各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

連　絡　先

名　称

部署名

住　所

担当者の氏名

電話番号

（様式７）【省令様式第５号の３（省令第８条の38の５第５項関係）】

申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内　　訳		金　　額（千円）
資金の総額		
	土　　地	
	事　務　所	
	収集運搬車両	
	積替保管施設	
	処　理　施　設	
調達方法	自　己　資　金	
	借　　入　　金	
	（借入先名）	
	そ　の　他	
	増　　資	
備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

（様式８）【省令様式第５号の３（省令第８条の38の５第５項関係）】

誓　約　書

申請者のうち当該申請に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからニまで及びへに該当しない者であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の38の３第８号に適合する者であることを誓約します。

年　　月　　日

長野県知事　様

提出者
住所

名称

代表者の氏名

電話番号

（様式９）【要領様式第14号】

長 期 的 財 務 計 画 書

年　　月　　日

申請者
住　所
名　称
代表者の氏名

1　・繰越利益剰余金額　　円　（　　年　　月　　日現在）
（次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合）
・経常損失金額　　円　（　　年　　月　　日現在）
（３年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合）

2　・繰越損失金
・経常損失金　　が発生した理由

3　今後の事業改善計画

4　今後の収支計画　　（単位：　　）

	第　　期（　　～　　）	第　　期（　　～　　）	第　　期（　　～　　）
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
繰越利益剰余金額			

※　繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

（様式 10）【要領様式第 12 号】

「二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例」に係る帳簿の様式及び管理方法

帳簿の管理責任者	職　　名		氏　　名	
帳簿の保存場所				
帳簿の様式（帳簿の様式を記載又は貼付すること（別紙としても可））				
帳簿の管理方法（帳簿の記載方法、閉鎖期間、保存期間等について記入すること）				

（注）法律第 12 条第 13 項（省令第８条の５）の規定に基づき、記載する帳簿及び一定期間保存する方法について具体的に記載すること。

（様式 11）【要領様式第 13 号】

添 付 書 類 の 省 略 に つ い て

申請者
住　所
名　称
代表者の氏名

住　所
名　称
代表者の氏名

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（新規認定申請・ 変更認定申請・認定変更届）にあたって、下記の〇を付した添付書類については、

- 年　月　日付けで提出した二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事前確認手続依頼書
- 年　月　日付けで提出した二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例（ 新規・変更 ）認定申請書
- 年　月　日付けで提出した二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更届出書

の内容と変更がありませんので添付を省略します。

1　事業計画の概要を記載した書類
2　事業本拠地の所在を示す略図
3　収集運搬施設の概要を示す書類（ただし、車検証のコピーを除く。）
4　積替保管施設の概要を示す書類
5　駐車場の概要を示す書類
6　事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類、最終処分場にあっては、埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
7　公図の写し及び不動産登記の登記事項証明書又は土地を使用する権原を有することを証する書類及び施設を使用する権原を有することを証する書類
8　処理後に排出される産業廃棄物の種類、量及びその処分方法を記載した書類
9　業務を行うに足りる技術的能力を説明する書類
10　事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
11　直前３年の貸借対照表、損益計算書等及び納税証明書
12　定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書
13　申請者又は法人役員等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書等
14　申請者が法第 14 条第５項第２号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
15　帳簿の様式及びその管理方法を記載した書類
16　特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類
17　特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が当該分析について十分な知識及び技能を有することを証する書類

（注１）省略される書類が添付されている申請書等について、適宜追記してください。
（注２）該当する番号を〇で囲んでください。（省略が可能な添付書類については申請の手引をご確認ください。）

（様式 12）【要領様式第 15 号】

役員等の変更に係る新旧対照表

※　役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および 100 分の５以上出資している者の変更について記載すること。

新　役　員　等			旧　役　員　等		
役　職　名	氏　　名	出資の割合	役　職　名	氏　　名	出資の割合

（注１）新旧ともに全ての役員を記載すること。
（注２）新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

（様式13）【要領様式第16号】

申請手数料の電子納付に係る申出書

年　　月　　日

長野県知事　　様

電子納付申請者
住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

下記の申請において、申請手数料をながの電子申請サービスにより納付することを申し出ます。

記

1　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく各種申請

※	申請内容		手数料（円）
	(1)	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の新規認定	147,000
	(2)	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定	134,000

※該当する申請に〇を記載。
※一の申請手数料につき、一の申出となりますので、記載する〇は一つのみとしてください。

2　認定申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
※電子納付申請者と認定申請者が異なる場合のみ記入してください。

（別紙１）

申請手数料電子納付に係る申込先 URL 等一覧

申　請　の　区　分	URL	二次元 バーコード
(1) 二以上の事業者による産業廃棄物処理の特例の新規認定	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48247	
(2) 二以上の事業者による産業廃棄物処理の特例の変更認定	https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48250	

（別紙２）

欠 格 要 件 に つ い て

産業廃棄物処理業、特別管理産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の許可に係る欠格要件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第14条第５項第２号（14条の４第５項第２号、15条の２第１項第４号）に規定する次のものをいいます。

１　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

３　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者*
＊懲役又は禁錮に処せられた者もこれに該当する。

４　廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法律で政令で定めるもの（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の２、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

５　廃棄物処理法第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第14条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取消の日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第14条の３の２第１項第３号（第14条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可を取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

６　廃棄物処理法第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの

７　６に規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、６の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出にかかる個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの

８　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

９　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

10　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記の１から９のいずれかに該当するもの

11　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに上記１から９のいずれかに該当する者のあるもの

12　個人で政令で定める使用人のうちに上記１から９のいずれかに該当する者のあるもの

13　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（別紙３）

後 見 等 の 登 記 事 項 証 明 書 に つ い て

後見等の登記事項証明書は、欠格要件のうち、心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるものに該当していないかどうかを審査するために必要になる書類です。

以下により、交付を受けて添付してください。

１　交付申請する書類

成年被後見人又は被保佐人として登記されていないことの証明書（紙による証明書に限ります。）

２　申請手続き

(1) 窓口申請の場合

全国の法務局（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡）及び地方法務局の本局戸籍課窓口で取り扱っています。

※　長野県内では、下記の窓口でのみ取り扱っています。

〒380-0846　長野市大字長野旭町1108番地
長野地方法務局　戸籍課
電話番号：026-235-6611（代表）

(2) 郵送申請の場合

ア　東京法務局のみの取り扱いとなっていますので、下記へ申請してください。

〒102-8226　東京都千代田区九段南1-1-15　九段第２合同庁舎（４階）
東京法務局　民事行政部　後見登録課
電話番号：03-5213-1360（ダイヤルイン）

イ　申請書の様式は、東京法務局（後見登録課）のほか、最寄りの法務局・地方法務局及びその支局、法務省ホームページ（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html）等でも入手できます。

ウ　申請書に、１通につき300円の収入印紙（手数料）を貼付し、返信用封筒（あて名を明記の上、返信用切手を貼付したもの）を同封し、送付してください。

３　ご不明な点は、東京法務局（後見登録課）又は最寄りの法務局・地方法務局にお問い合せください。

（別紙４）

帳簿の記載について

○　二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた事業者は、処理を行う産業廃棄物に関し帳簿を作成する義務があります。
○　帳簿は前月中の事項について当月末までに記載を終了しなければなりません。
○　帳簿は１年ごとに閉鎖し、閉鎖後５年間事業場ごとに保存しなければなりません。
○　帳簿は事業場ごとに備え、（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに下記の事項について記載する必要があります。

１　産業廃棄物の処分を自ら行う場合

（１）運搬について

①　当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
②　運搬を行った事業者の名称
③　運搬年月日
④　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
⑤　積替又は保管場所ごとの搬出量（積替保管を行う場合に限る）

（２）処分について

①　処分年月日
②　処分方法ごとの処分量
③　処分後（埋立処分を除く）の廃棄物の持ち出し先ごとの持出量

２　産業廃棄物の処分を認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合

（１）収集又は運搬について

①　当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
②　収集又は運搬を行った事業者の名称
③　収集又は運搬年月日
④　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
⑤　積替又は保管場所ごとの搬出量（積替保管を行う場合に限る）

（２）処分について

①　当該産業廃棄物の処分を行った事業者の名称及び所在地
②　処分を行った事業者の名称

３　収集又は運搬のみを行う場合

①　当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地
②　当該産業廃棄物の収集又は運搬を当該認定を受けた者のうち他の事業者が行う場合にあっては、当該収集又は運搬を行った事業者の名称
③　収集又は運搬年月日
④　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
⑤　積替又は保管場所ごとの搬出量（積替保管を行う場合に限る）

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

名　称	住　　所	直通電話 ＦＡＸ メール	管　轄　区　域
佐　久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 0267(63)3199 sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	上田市　小諸市　佐久市 東御市　南佐久郡　北佐久郡　小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)6817 0265(76)6838 kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	飯田市　伊那市　駒ヶ根市 上伊那郡　下伊那郡　木曽郡
松　本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 0263(47)8122 matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	松本市　岡谷市　諏訪市 大町市　茅野市　塩尻市 安曇野市　諏訪郡　東筑摩郡　北安曇郡
長　野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 026(234)9912 nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	長野市　須坂市　中野市 飯山市　千曲市　埴科郡 上高井郡　下高井郡 上水内郡　下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	電話　026(235)7164	

長野市・松本市の認定に係る申請等については、以下へお問い合わせください。

※長野市又は松本市内のみで収集運搬を行う場合及び長野市又は松本市内で積替保管施設を設置する場合又は処分若しくは再生を行おうとする場合は長野市又は松本市の認定が必要になります。

名　称	住　　所	直通電話	管　轄　区　域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576番地１	0263(47)1350	松本市